

令和2年7月6日開催

箕輪町農業委員会 29 回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和2年7月6日(金) 午後1時00分から午後1時55分

2. 開催場所 役場 3階 講堂

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克也
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋	英人
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について  
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

局長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。あけましておめでとうございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

ご苦労様です。今年の梅雨は、長い間雨の為農地も水を含み草等も伸びてきている。また、長雨の為崩れやすくなっているところもあるので、近づかないようにしていただきたい。本日の総会ですが、JA 上伊那箕輪町支所の竣工式のため事務局と相談し急遽時間を変更しての開催となっております。協議会でも話が出ると思いますが、JA の水稻講習会の中で、今年はカメムシが多いため、水田土手草等しっかり管理して欲しいと話があった。草の管理について、会長、事務局に話が来ている。自分の受け持ち区域について指導をお願いします。また、8月の農地パトロールに際してもその点注意して見回りを行うようお願いいたします。井口委員、と私は、竣工式へいくため、2時30分に中座させていただきますので、そこからの進行は、代理をお願いしてあります。

局長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議長

ただいまから第29回総会を開会いたします。本日の出席者ですが、2名より遅れる旨連絡が入って下りますので、現在の出席委員20人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。6月の経過報告について申し上げます。

6月第28回総会を6月5日(金)に行い、農地法第3条4件については、総会后8日付けで許可書を交付しました。農地法5条の転用審議案件4件については、総会后8日付けで許可書を交付しました。その他につきましては、経過報告を見ていただきたいと思ひます。

議長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

5番井口雅文委員・6番日野正章委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をいたします。

2つ目の案件は、[ ]の案件になりますので、はじめにそれ以外の案件について説明します。

1つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、[ ] 地目は「畑」面積 [ ] m<sup>2</sup>です。

譲受人は [ ] さん。自宅近くであり、家庭菜園としての利用を考えている。譲渡人の [ ] は、遠方に住んでおり、今後も戻ってくる予定は無い為農業経営の縮小を考えていた。取得後の耕作面積は、50.6a で地域の下限面積 5a を満たしております。

売買価格は、[ ] です。

位置図は、1ページになります。

3つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、[ ] 地目「田」面積 [ ] m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、遠方に住んでおり、ご自身の農地を誰が耕作しているか知らなかった。今回事務局に話があり、地元農業委員に確認いただいたところ、譲受人は、親の代より約束で耕作をしていることがわかった。譲渡人の関さんは、今後も長野へ帰ってくる予定は無く、できれば買ってほしいとの意向があり、譲受人の [ ] に話をしたところ、購入しても良いとのことで、今回の申請となっております。

耕作面積は、47.6a で、地域の下限面積 5a を満たしております。

売買価格は、[ ] です。

位置図は7ページとなります。

4つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、[ ] 地目「田」面積 [ ] m<sup>2</sup>です。

今回の案件は、隣接地の宅地化が進み、実測したところ、譲受人の農地が実際の耕作面積が広がっていることがわかり、現況に合わせるため、購入することとした。

耕作面積は、111 a で、地域の下限面積 5 a を満たしている。

売買価格は [ ] です。

位置図は、9 ページです。

5つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、議案書のとおりであります。

全部で [ ]、地目「田」面積は [ ] m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、本人は体調の関係で今後も耕作はできないため、農地の縮小を考えていた。譲受人は、隣接地で会社経営をしているが、現在も該当地について管理をしており、縮小の話があり、購入を決めた。

耕作面積は、83 a で、地域の下限面積 5 a を満たしている。

売買価格は [ ] です。

位置図は、13 ページです。

議案第1号の2番以外につきましての説明は以上になります。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

地区の委員よりお願ひします。はじめに1番案件につきまして、唐澤太美男委員。

唐澤委員

5月中旬、[ ] が自宅に来て説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長

3番、5番案件を春日初委員

春日委員

3番について、親の代より耕作しており、現在は、野菜を作っている。内容については、事務局の説明のとおりであります。

5番について、所有者の [ ] より、[ ] に買って欲しい旨のはなしがあり、購入を決めたとの話であった。

議 長

4番を藤澤昭二委員

藤澤委員

面積は少ないが、内容については、事務局の説明のとおりであります。

議 長

ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。

2番目の案件についてを議題とします。■■■■■は、退席ください。

2番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、■■■■■ 地目は「田」面積■■■■■㎡です。

譲渡人は、農業経営の縮小を考えており、譲受人の■■■■■に話しを持ちかけた際、代田さんは、経営拡充を図っている為取得することとした。取得後の耕作面積は5445.6aで地域の下限面積30aを満たしております。

売買金額は、■■■■■です。

位置図は、4ページになります。

2番についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長

2番案件につきまして、藤森英雄委員。

藤森委員

6/17 関行政書士より説明を受けました。内容については、事務局の説明のとおりであります。

議 長

ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第1号議案については認めることに決定しました。

代田委員の入室を許可します。

■■■■■に報告します。ただいま審議した結果許可相当と認められましたので報告します。

日程第3議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。賃貸借に伴う資材置場用地の申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「畑」[REDACTED]㎡

ほか、[REDACTED]㎡です。地番につきましては、3ページの追加資料を確認ください。

事業計画者は、一昨年父親が死亡し、新橋屋建設を事業継承し、父の農地も相続したところ、現在会社で使用している土地が農地であることが判明。遡及適用であるが、適正に転用を行い地目変更を行いたいため計画。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い消極的2種農地、第2種農地に該当しますが、集落に接続しての計画であり、位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。売買による共同住宅用地に伴う申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「田」面積[REDACTED]㎡です

譲渡人は、遠方の施設に入所しており、後継者も無い為、買ってくれる方を探していた。農地については、条件付の所有権移転仮登記人がいるが、仮登記人も今回の件について、同意書がついており今回の計画に関しては、譲受人は、価格、立地など条件にあった為取得して、共同住宅建設を計画。

農地区分は道路に挟まれた、生産性の低い消極的2種農地、第2種農地に該当。位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。位置図は、3ページになります。

3つ目の案件です。贈与による所有権移転の住宅敷地の拡張に伴う申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「畑」面積[REDACTED]㎡です。

譲渡人は、土手の管理に苦慮していた。今回土手の部分を贈与して、土手の管理の軽減を図る目的で計画。譲受人は、譲り受けた土地で住宅への入り口部分の拡張を計画。

農地区分は、市街化近接区域内の農地で、概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。

位置的代替性も無いため、転用もやむなしと判断します。

位置図は、6ページになります。

4つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。計画変更による申請  
土地の所在は、■■■■■■■■■■ 地目「畑」面積■■■■ m<sup>2</sup>■■■■■■■■■■

詳しい地番は、議案書3ページの追加資料を確認ください。

トラクター等農機具置き場としての申請です。

売買価格は、11,000円/坪です。

譲受人は、トラクター7台、コンバイン5台を所有し、農業を営んでいる。これらの農業機械は、現在は自宅及びその周辺に置いているが、農機具の置き場を探していた。譲渡人は、建築資材を置く目的で、こちらの土地を取得したが、建築不況で、受注が減った為、不要となっていた。

農地区分は、市街化近接区域内の農地で、概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。

位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。

位置図は、9ページになります。

5つ目の案件です。使用貸借権設定に伴う住宅用地としての申請です。

土地の表示は、■■■■■■■■■■ 地目「田」面積■■■■ m<sup>2</sup>です。

借受人は、現在南箕輪村の共同住宅に夫婦で暮らしているが、手狭なため、義父の土地を借りて住宅を計画。

農地区分は、特定土地改良事業施行区域内の農地、第1種農地に該当。

集落に接続しての計画であり、位置的代替性もない為事務局としては、転用もやむなしと判断している。

位置図は、11になります。

6つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。(計画変更)

土地の表示は、■■■■■■■■■■ 地目「畑」面積■■■■ m<sup>2</sup>です。

計画者は、ご主人を亡くして、自宅の近場に農機具を置く場所が欲しいと考え、■■■■■■■■■■に相談したところ、趣旨に賛同していただいたため、計画する。

売買金額は、■■■■■■■■■■

農地区分は、JR沢駅より500m以内の農地、第2種農地に該当。

位置的代替性も無い為、転用もやむをえないと事務局は判断しております。

位置図は、15ページになります。

7つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。(計画変更)

土地の表示は、■■■■■■■■■■ 地目「畑」面積■■■■ m<sup>2</sup>

申請地は、平成20年8月19日に、倉庫・駐車場用地として申請人の経営する会社で取得をしたが、現状は、コンテナを設置し、駐車場として利用している。

今回、内部統制上の理由から、会社経営者自ら取得し、資材置き場・駐車場用地

として、利用する考えであるが、登記がまだ農地のままであるため、現状の形では登記ができないため、計画変更を行い、今回所有権移転とあわせて、登記変更手続きを行ないたいと考えている。

売買価格は、[REDACTED]です。

農地区分は、市街化近接区域内で概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。位置的代替性も無い為、転用もやむをえないと事務局は判断しております。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願ひいたします。全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありました。  
1番の案件について鈴木健二委員。

鈴木委員 今回の案件は、遡及適用となりますが、相続で受けた息子さんが、現況に合わせるための申請となっております。

議長 2番の案件について、藤田久一委員。

藤田委員 5/23 [REDACTED]より説明を受けた。事務局の説明のとおりです。

議長 3番の案件について、金澤博委員。

金澤委員 6/1 [REDACTED]が来て説明。事務局の説明のとおりであります。

議長 4番の案件について、唐澤太美男委員。

唐澤委員 6/13 [REDACTED]から説明あり。隣接地であり、問題ないと思われる。内容は事務局の説明のとおりです。

議長 5番の案件について、代田三男委員。

代田委員 [REDACTED]が来て説明。事務局の説明のとおりであります。

議 長 6 番の案件について、大槻博文委員。

大槻委員 [REDACTED] が来て説明。事務局の説明のとおりであります。

議 長 7 番の案件について、小林正俊委員。

小林委員 6/7 に信 [REDACTED] が来て説明。事務局の説明のとおりであります。

議 長 ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 2 号議案については認めることに決定しました。日程第 5 議案第 3 号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

1 ページは、総括表となります。

田 7,787.63 m<sup>2</sup> 畑 9,913 m<sup>2</sup> であります。

2 ページ～4 ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和 2 年 7 月 8 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間で 21 件となります。

5 ページ～6 ページは、借り手の状況となります。

議案第 3 号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長 ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 3 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。日程第 5 議案第 4 号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

1 ページは、総括表となります。

田 14,474 m<sup>2</sup>、畑 4,950 m<sup>2</sup> 計 19,424 m<sup>2</sup>であります。

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となりますので、それぞれご確認ください。

議案第 4 号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議お願いします。

議長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 4 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 6 報告第 1 号についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第 1 号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。

公社への売買ですが、2 ページをお願いいたします。

今回買い手は、押野憲郎さん です。

報告第 1 号についての説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長

報告第 1 号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第 1 号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第 7 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 2 号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてご覧

いただきます。

相続により農地を取得しました届出の令和2年5月～令和2年6月の受付分になります。全部で12件ございました。町内お住まいの方が主となりますが、町外にお住まいの方が4件であります、また、複数筆相続された方も居りますので地元の農業委員さんも注意してみただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

報告第3号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第3号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思えます。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思えます。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

5 番

---

6 番

---